



2020 配運要綱指針第 7 号

# 配電関係給電申合書取扱業務要綱指針

2021年 1月28日 制 定

1. 目的

この要綱指針は、「特別高圧配電系統運用業務要綱」および「高圧配電系統運用業務要綱」に基づき、当社と当社の電力系統に接続されるお客さまとの間で締結する「給電申合書」に関する基本的事項を定め、電力系統の利用および手続きの円滑化を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

- (1) 配電所管系統に接続される特別高圧のお客さまおよび系統運用上事前に取り決めが必要な高圧のお客さまに適用する。（低圧みなし要件は省略可能）
- (2) 系統運用上事前に取り決めが必要な高圧のお客さまは次のいずれかを満たす場合とする。
  - ・当社系統へ発電設備を連系される場合
  - ・常予備受電の場合
  - ・当社引込開閉器がない場合

3. 給電申合書の締結者名

次のとおりとする。

お客さま	締結者名
特高 (22KV、33KV)	配電営業所所長（または電力本部配電グループ長）
高圧	配電営業所所長

4. 作成または更改

給電申合書は、原則として次の事項について作成または更改を行う。

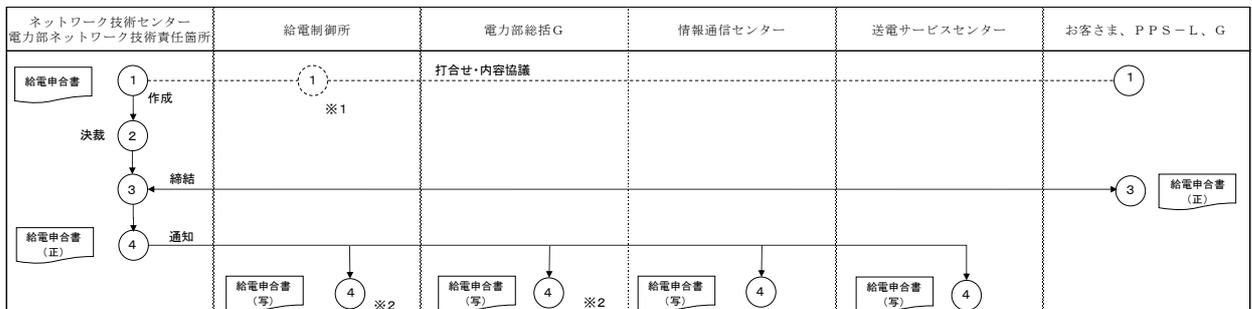
- (1) お客さまが新設された場合
  - (2) 供給方式または受電方式の変更等により必要と認められる場合
  - (3) その他給電申合書記載内容を変更する場合
- (注) 1. 供給方式とは、樹枝状、π方式等の線路形態および同一バンク、異バンク、異電源等をいう。  
 2. 受電方式とは、1回線受電、2回線常用予備線受電、スポットネットワーク受電等をいう。

5. 作成および締結

(1) 配電営業所（電力本部配電責任箇所）は、給電制御所または送電サービスセンターおよびお客さま等関係箇所と協議のうえ、「給電申合書」を作成し、お客さまと締結する。

(2) 運行

当社お客さま、新電力（L、G）共通



※1 お客さま連絡運用操作の場合必要に応じて（ただし、6KVは不要とする）※2 必要により送付

## 6. 配付箇所

### (1) 保管

締結された給電申合書の本書は、当社の締結箇所（配電営業所または電力本部配電責任箇所）およびお客さまが各々1通ずつを保管する。

### (2) 配付

系統運用箇所は、次の箇所に給電申合書の写しを配付し、その配付箇所名を記録しておくものとする。

配布箇所	配布範囲の補足説明
給電制御所	運用操作区分の基づき必要な場合
ネットワークサービスセンター	新電力お客さまの場合
情報通信センター	新電力お客さまの場合
電力本部配電グループ総括G	系統運用上必要な場合

## 7. 軽易な変更の手続

配電営業所は、給電申合書添付図等の変更で給電申合書本文の変更を必要としない場合、電力本部配電責任箇所で締結したものも含め、お客さまと協議し、配電営業所所長と先方主任技術者等の電気関連責任者の双方承認を受けて変更し、添付図等の差し替えを行うとともに関係箇所に送付する。

## 8. 系統運用所管が異なる場合の取扱い

同一お客さまで、常用回線と予備回線の2系統から供給を行い、それぞれ系統運用の所管箇所が異なる場合の給電申合書の締結は、原則として上位電圧側または常用回線側の系統運用を所管する箇所が一括して行う。

この場合下位電圧の系統運用箇所は、必要な資料を作成のうえ、上位電圧側または常用回線側の系統運用の所管箇所に手続きを依頼する。

## 9. 標準的な給電申合書（ひな形）

標準的な給電申合書のひな形を別紙に示す。このひな形をもとに、当該系統の運用実態および制約等を反映させ、実運用に即した給電申合書を作成し、当社関係箇所ならびにお客さまと協議のうえ締結する。なお、当社の電力系統へ逆潮流が生じるお客さま（全量買取および余剰買取等）については、発電者用のひな形を使用することとする。

## 10. その他事項

旧JIS電気用図記号が含まれる図面を使用する場合については、「別紙3：電気用図記号新旧比較表」（様式例）等を添付することで対応可とする。

<別紙>

1. 特高給電申合書のひな形 [別紙1-1～5]
  - 別紙1-1 需要者用
  - 別紙1-2 発電者用
  - 別紙1-3 配電系統図 (付図1)
  - 別紙1-4 通信設備概要図 (付図2)
  - 別紙1-5 連絡先一覧 (別紙1)
  - 別紙1-6 作業停止申込書兼連絡票 (様式1)
  
2. 高圧給電申合書のひな形 [別紙2-1～3]
  - 別紙2-1 需要者用
  - 別紙2-2 発電者用
  - 別紙2-3-1 引込線概要図 (当社引込開閉器あり)
  - 別紙2-3-2 引込線概要図 (当社引込開閉器なし)
  - 別紙2-4 連絡先一覧
  
3. 電気用図記号 [別紙3]
  - 別紙3 電気用図記号新旧比較表 (様式例)

給電申合書  
(特高：需要者用)

〇〇株式会社（以下「〇〇」という。）と関西電力送配電株式会社〇〇支社□□電力本部（以下「関西送配電」という。）は、託送供給等約款に基づき、系統運用を円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。

(系統運用上の協力)

第1条 〇〇および関西送配電は、この申合書に定める系統運用について相互に誠意をもって協力する。

2 〇〇および関西送配電は、設備の運用および操作について、相互に連絡を密にし、円滑な運用を図る。

(対象設備)

第2条 この申合書の対象とする設備（以下「対象設備」という。）は、付図1「配電系統図」および付図2「通信設備概要図」に示す関西送配電の★▽変電所の当該引出遮断器から〇〇の受電設備に至る送受電設備、保護リレー、系統連系する〇〇の自家発電設備ならびに〇〇における取引用計量装置および通信設備とする。

自家発電設備未設置の場合は記載を抹消する

(責任分界点)

第3条 お客さまと関西電力送配電の責任分界点は、付図1「配電系統図」、付図2「通信設備概要図」に示すとおりとする。

付図2「通信設備概要図」は設備が有る場合のみ追記

(平常時の送電状態)

第4条 平常時の送電状態は、付図1「配電系統図」に示すとおりとする。

(設備の操作)

第5条 〇〇および関西送配電は、次に示す対象設備の操作および作業に当たっては、作業の内容、作業箇所、操作時刻、手順、作業用接地の有無等について事前に打合せを行い、確認した操作手順に基づき、相互に連絡のうえ実施する。ただし、緊急時は除く。

なお、〇〇が〇〇の対象設備を操作し、受電切替をせず、かつ線路側接地を取り付けず行う作業停止の場合においては、作業停止当日は〇〇が自主的に操作を実施するものとし、関西送配電への操作連絡は不要とする。

また、対象設備の呼称は付図1「配電系統図」に示した番号で行う。

受電回線が1回線の場合は記載を抹消する。

操作連絡が必要な場合は記載を抹消する。

(1) 遮断器、断路器および線路側接地の操作

- a ○□の\*\*k V受電用遮断器 (\*\*, \*\*)、受電用断路器 (\*\*, \*\*)  
および線路側接地

接地機構がある場合は線路側接地機構を記載する。

- b 関西送配電の★▽変電所の\*\*k V○□線遮断器 (CB\*\*, CB\*\*),  
線路用断路器 (LS\*\*, LS\*\*) および線路側接地機構 (ED\*\*E, ED\*\*E)

C u b の場合はCB\*\*断路器とする。

接地機構がない場合は線路側接地を記載する。

(2) 系統運用に関連する保護リレーの操作

(3) 給電情報伝送等(保安通信電話を含む)に影響がある作業

なお、保安通信電話に影響がある場合は、事前に連絡のうえ、別の連絡方法について打ち合わせておく。

給電情報伝送がない場合は保安通信電話とし、全てない場合は(3)全文削除する。

(4) 取引用計量装置等に影響がある作業等

[常用、予備線受電でループ切替不可の場合]

- 2 ○□の受電切替操作は停電切替とし、常用回線と予備回線の並列受電の操作は行わない。  
なお、切替時には関西送配電と連絡のうえ行う。

[常用、予備線受電でループ切替可の場合]

- 2 ○□の受電切替操作は、常用回線と予備回線の並列受電切替を可とするが、切替時には関西送配電と連絡のうえ行う。

2項は、該当するパターンを選択する。

また、常用、予備線受電以外の場合は削除する。

- 3 ○□は、○□の自家発電設備の並列操作に当たっては、系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整のうえ行う。

自家発電設備未設置の場合は削除する。

固定データの反映や、その他の理由で連絡が必要な場合は、以下の文章を記載する。

○□は、○□の自家発電設備の並解列は、開電送配電と連絡のうえ実施する。

(工作物の作業停止計画)

第6条 ○□および関西送配電は、系統運用に影響のある作業停止の計画、調整および実施について、次により行う。

(1) 系統運用に影響のある作業停止の対象

- a 対象設備の停止または使用抑制を必要とする作業  
ただし、○□の自家発電設備は除く。

自家発電設備未設置の場合は削除する。(以下同じ)

- b 対象設備の活線作業および活線近接作業(試充電中止を必要とする場合)  
ただし、○□の自家発電設備は除く。

- c 保護リレーのロック  
ただし、〇〇の自家発電設備に関する保護リレーは除く。
- d 給電情報伝送等（保安通信電話を含む）に影響がある作業
- e その他系統運用に影響のある作業

(2) 作業停止計画の取り扱い

a 年間作業停止計画

(a) 〇〇は、翌年4月から2箇年分の年間作業停止計画を毎年11月末日までに、関西送配電に通知する。

(b) 〇〇は、翌年度分の年間作業停止計画について、前年度に確定した翌々年度分の年間作業停止計画から変更がない場合は、通知を省略することができる。

前年度に確定した翌々年度分の年間作業停止計画に変更がない場合でも、通知を求めるときは削除する。

(c) 関西送配電は、関西送配電および第三者の計画とともに調整し、2月末日までに年間作業停止計画を決定後、〇〇に通知する。

b 月間作業停止計画

(a) 〇〇は、翌々月から2箇月分の月間作業停止計画を毎月20日までに、関西送配電に通知する。

(b) 〇〇は、月間作業停止計画について、年間作業停止計画から変更がない場合は、通知を省略することができる。

年間作業停止計画から変更がない場合でも、通知を求めるときは削除する。

(c) 関西送配電は、関西送配電および第三者の計画とともに調整し、翌月20日頃までに月間作業停止計画を決定後、〇〇に通知する。

c 作業停止計画の変更および追加

〇〇および関西送配電は、年間作業停止計画または月間作業停止計画の決定以降、系統状況の変化および突発的な設備異常等による計画の変更、または追加（保安上緊急を要する場合等、計画外の作業停止含む）がある場合には、速やかに相互に申し入れ、協議のうえ実施することができる。

d 作業停止実施の要求と通知

〇〇は、決定した月間作業停止計画に基づき、作業停止予定日の10日前までに様式1「作業停止申込書兼連絡票（接地取付箇所図面含む）」により、関電送配電に作業停止の実施を要求し、関西送配電は5日前までに実施決定を〇〇に通知する。また、関西送配電は、関西送配電および第三者の作業停止決定を5日前までに、〇〇に通知する。

様式を指定しない場合は、様式に関する記載を削除する。

また、作業停止実施の要求および決定通知が不要な場合は削除する。

(保護リレーの運用)

第7条 〇〇および関西送配電は、系統運用に関連する〇〇の保護リレーの運用（整定を含む）に当たっては、相互に協議のうえ行う。

なお、〇〇の整定値については、整定票により別に定めるものとする。

(電圧の運用)

第8条 ○□および関西送配電は、電力系統の電圧を適切に保持するため相互に協力するものとする。

(給電指令)

第9条 関西送配電は、次に示す事項に関して、○□に給電指令を行う。

(1) 平常時の給電指令

平常時における電力系統の運用、電圧調整および作業停止に伴う電力設備の運転(操作または停止含む)の指令

(2) 異常時の給電指令

次に示す電力設備の運転および電力設備の作業中止等の指令

- a 周波数および電圧の維持、流通設備運用容量の超過、解消等、電力系統の安定性確保を目的とした発電者の出力調整および需要の抑制または遮断
- b 異常気象または電力系統の異常等が発生した場合における供給信頼度の確保を目的とした電力設備の作業中止の指令
- c その他電力系統に異常が発生した、または発生するおそれがある場合における、電力系統の異常を抑制、防止または回復するために必要となる指令

発電設備容量の合計値が500kW以下の太陽光または風力発電設備の場合削除する。

なお、平成27年4月以降の接続申込みについては、発電設備容量の合計値が50kW以下の太陽光または20kW以下の風力発電設備の場合は削除する。

(説明)

発電設備容量および接続申込み時期については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」による。

(異状時の連絡)

第10条 ○□は、○□の構内において、○□および関西送配電の対象設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

2 給電情報伝送に関連する装置の故障等により給電情報の伝送ができなくなった場合、関西送配電は、必要に応じて系統運用状況、装置の運転状態および故障様相等を調査し、○□に確認する。

給電情報伝送がない場合は、「保安通信電話の故障等により電話が不通となった場合、関西送配電は、必要に応じて様相等を○□に確認する。」とする。保安通信電話もない場合は、2項全文削除とする。

(事故時の処置)

第11条 ○□および関西送配電は、第7条で示す保護リレーが動作する等の事故が発生した場合は、次に示す処置を行う。

(1) ○□は、速やかに発生時刻、動作リレー(使用箇所、種類、相別)およびその他必要な事項を関西送配電に連絡する。

(2) ○□の対象設備事故の場合(自家発電設備を含む)

○□は、○□の対象設備に事故が発生した場合は、ただちに事故箇所を切り離すとともに、その旨を関西送配電に連絡する。

自家発電設備未設置の場合は削除する。

(3) 関西送配電の系統事故により\*\*kV〇〇線が停止し、〇〇が停電した場合

<<受電設備が1回線の場合>>

- a 関西送配電は、〇〇に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により\*\*kV〇〇線を充電するため、〇〇は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）また、〇〇は、\*\*kV〇〇線を〇〇側から充電してはならない。

自家発電設備未設置の場合は削除する。

- b 〇〇の受電用遮断器が遮断した場合

〇〇は、関西送配電の★▽変電所からの充電に注視し、電圧が回復すれば〇〇の設備に異常がないことの確認および〇〇の自家発電設備並列用遮断器の開放または開放確認のうえ受電し、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

自家発電設備未設置の場合は削除する。

- c 〇〇の受電用遮断器が遮断していない場合

〇〇は、関西送配電の★▽変電所からの充電に注視し、電圧が回復すればそのまま受電する。

- d 〇〇は、自家発電設備を再並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

自家発電設備未設置および系統並列時の連絡を必要としない場合は削除する。

<<常予備受電の場合>>

- a 関西送配電は、〇〇に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により\*\*kV〇〇線を充電するため、〇〇は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）また、〇〇は、\*\*kV〇〇線を〇〇側から充電してはならない。

- b 〇〇は、関西送配電の★▽変電所からの充電に注視し、電圧が回復すれば〇〇の設備に異常がないことの確認および〇〇の自家発電設備並列用遮断器の開放または開放確認のうえ次の処置を行い、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

自家発電設備未設置の場合は削除する。

【手動切替の場合】

(a) 受電していた回線の電圧が回復した場合は、その回線で受電する。

(b) 受電していた回線の電圧回復が遅延し他の回線に電圧がある場合は、受電していた回線の遮断器を開放または開放確認のうえ他の回線で受電する。

(c) 両回線とも電圧がない場合

ア 受電していた回線の電圧が回復すれば、その回線で受電する。

イ 受電していた回線の電圧回復が遅延し他の回線に電圧がある場合は、受電していた回線の遮断器を開放または開放確認のうえ他の回線で受電する。

【自動切替の場合】

- (a) 受電していた回線が停電した場合、自動切替装置により他の回線に切替え、引き続き受電する。
- (b) 両回線とも電圧がない場合
  - ア 受電していた回線の電圧が回復すれば、その回線で受電する。
  - イ 受電していた回線の電圧回復が遅延し他の回線に電圧がある場合は、受電していた回線の遮断器を開放または開放確認のうえ他の回線で受電する。

自動切替装置の設置有無により上記のどちらかを記載する。

- c ○□は、受電回線を切り戻す場合は、関西送配電に連絡のうえ行う。
- d ○□は、発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

自家発電設備未設置の場合および自家発並列時の連絡が不要な場合は削除する。

<<スポットネットワーク受電の場合>>

- a 関西送配電は、○□に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により\*\*kV○□線を充電するため、○□は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）また、○□は、\*\*kV○□線を○□側から充電してはならない。
- b ○□は、関西送配電の★▽変電所からの充電に注視し、電圧が回復すれば○□の設備に異状がないことの確認および停電回線に接続されている○□の自家発電設備並列用遮断器の開放または開放確認のうえ次の処置を行い、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

自家発電設備未設置の場合は削除する。

- (a) 供給回線の全部またはいずれかの電圧回復が遅延した場合は、停電回線のプロテクタ遮断器の開放を確認し、断路器を開放する。
- (b) 供給回線の全部またはいずれか電圧が回復すれば、その回線で受電する。

- c ○□は、自家発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

自家発電設備の系統並解列時の連絡を必要としない場合は削除する。

以下(4)、(5)は自家発未設置の場合は削除する。

(4) 上位の系統事故で○□の自家発電設備を含み単独系統となった場合

○□は、関西送配電から○□の発電設備を含み単独系統となった旨連絡があった場合、可能な限りそのままの状態を維持するとともに、関西送配電からの指示を待つ。ただし、○□は発自家電設備の並列維持が困難な場合、速やかに関西送配電に連絡し、協議のうえ処置を行う。

（5）系統異常等により〇〇の自家発電設備が停止した場合

〇〇は、系統周波数異常等により〇〇の発電設備が停止した場合、速やかに関西送配電に連絡する。また、〇〇の自家発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

（6）〇〇および関西送配電は、（1）から（5）によりがたい場合は、状況に応じた適切な処置を行う。

（連絡方法）

第12条 〇〇および関西送配電の連絡先は、別紙1「連絡先一覧」のとおりとする。

- 2 〇〇および関西送配電は、第13条（設備の変更）、第15条（その他事項）のこの給電申合書の変更を除く連絡に当たっては、相互に相手方の氏名、時刻、内容を記録する。また、〇〇および関西送配電は、本項の記録を必要に応じ相互に確認する。

（設備の変更）

第13条 〇〇および関西送配電は、給電申合書の内容変更を伴う設備を変更する場合、あらかじめ相互に連絡し、必要に応じて、単線結線図等の関係図面提出および協議を行う。

（有効期間）

第14条 この申合書の有効期間は、締結日から●●年3月31日までとする。ただし、この申合書について〇〇または関西送配電のいずれかにより、改めて更改の申し出がない場合は、さらに1年延長するものとし、以降これに準ずる。

なお、有効期間中に〇〇が電気供給事業者との需給契約を解除し、その他の全ての事業者との需給契約がなく無契約となった場合は、〇〇は関西送配電に連絡し、この申合書は効力を失うものとする。

（その他事項）

第15条 〇〇および関西送配電は、この申合書に定める事項について変更する必要があると認めた場合は、協議によりこれを行うことができる。この場合、付図、付表等の変更は、〇〇の電気主任技術者と関西送配電の★★配電営業所所長の間で変更手続きを行うことができることとする。

付図、付表等のみ変更しない場合は削除する。

- 2 〇〇および関西送配電は、系統運用に関する事項で、この申合書に明記されていない事項については、その都度誠意をもって協議のうえ決定する。

- 3 〇〇および関西送配電間で締結した●●年●●月●●日付給電申合書は、▲▲年▲▲月▲▲日以降その効力を失うものとする。

申合書改定の場合は記載する。

以上、申合せの証として本書を2通作成し、〇〇と関西送配電でおのおのその1通を保有する。

年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

関西電力送配電株式会社

〇〇電力本部 ★★配電営業所 所長 〇〇 〇〇

申合せ事項については、本雛形をベースとしつつ、個々の連系要件に応じて加除修正のうえ締結すること。

給電申合書  
(特高：発電者用)

〇〇株式会社（以下「〇〇」という。）と関西電力送配電株式会社〇〇支社★★電力本部（以下「関西送配電」という。）は、託送供給等約款に基づき、系統運用を円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。

(系統運用上の協力)

- 第1条 〇〇および関西送配電は、この申合書に定める系統運用について相互に誠意をもって協力する。
- 2 〇〇および関西送配電は、設備の運用および操作について、相互に連絡を密にし、円滑な運用を図る。

(対象設備)

第2条 この申合書の対象とする設備（以下「対象設備」という。）は、付図1「配電系統図」および付図2「通信設備概要図」に示す関西送配電の★▽変電所の当該引出遮断器から〇〇の受電設備に至る送受電設備、保護リレー、系統連系する〇〇の発電設備ならびに〇〇における取引用計量装置および通信設備とする。

(責任分界点)

第3条 〇〇と関西送配電の責任分界点は、付図1「配電系統図」、付図2「通信設備概要図」に示すとおりとする。

(平常時の送電状態)

第4条 平常時の送電状態は、付図1「配電系統図」に示すとおりとする。

(設備の操作)

第5条 〇〇および関西送配電は、次に示す対象設備の操作および作業に当たっては、作業の内容、作業箇所、操作時刻、手順、作業用接地の有無等について事前に打合せを行い、確認した操作手順に基づき、相互に連絡のうえ実施する。ただし、緊急時は除く。

なお、〇〇が〇〇の対象設備を操作し、受電切替をせず、かつ線路側接地を取り付けず行う作業停止の場合においては、作業停止当日は〇〇が自主的に操作を実施するものとし、関西送配電への操作連絡は不要とする。

また、対象設備の呼称は付図1「配電系統図」に示した番号で行う。

受電回線が1回線の場合は記載を抹消する。

操作連絡が必要な場合は記載を抹消する。

(1) 遮断器、断路器および線路側接地の操作

- a 〇〇の\*\*kV受電用遮断器 (\*\*, \*\*)、受電用断路器 (\*\*, \*\*)

および線路側接地

接地機構がある場合は線路側接地機構を記載する。

- b 関西送配電の★▽変電所の\*\*kV○□線遮断器(CB\*\*,CB\*\*),  
線路用断路器(LS\*\*,LS\*\*)および線路側接地機構(ED\*\*E,ED\*\*E)

Cubの場合はCB\*\*断路器とする。

接地機構がない場合は線路側接地を記載する。

- (2) 系統運用に関連する保護リレーの操作  
(3) 給電情報伝送等(保安通信電話を含む)に影響がある作業

なお、保安通信電話に影響がある場合は、事前に連絡のうえ、別の連絡方法について打ち合わせておく。

給電情報伝送がない場合は保安通信電話とし、全てない場合は(3)全文削除する。

- (4) 取引用計量装置等に影響がある作業等

[常用、予備線受電でループ切替不可の場合]

- 2 ○□の受電切替操作は停電切替とし、常用回線と予備回線の並列受電の操作は行わない。  
なお、切替時には関西送配電と連絡のうえ行う。

[常用、予備線受電でループ切替可の場合]

- 2 ○□の受電切替操作は、常用回線と予備回線の並列受電切替を可とするが、切替時には関西送配電と連絡のうえ行う。

2項は、該当するパターンを選択する。

また、常用、予備線受電以外の場合は削除する。

- 3 ○□は、○□の発電設備の並列操作に当たっては、系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整のうえ行う。

固定データの反映や、その他の理由で連絡が必要な場合は、以下の文章を記載する。

○□は、○□の発電設備の並解列は、関西送配電と連絡のうえ実施する。

(工作物の作業停止計画)

第6条 ○□および関西送配電は、系統運用に影響のある作業停止の計画、調整および実施について、次により行う。

- (1) 系統運用に影響のある作業停止の対象
- a 対象設備の停止または使用抑制を必要とする作業
  - b 対象設備の活線作業および活線近接作業(試充電中止を必要とする場合)
  - c 保護リレーのロック
  - d 給電情報伝送等(保安通信電話を含む)に影響がある作業
  - e その他系統運用に影響のある作業

(2) 作業停止計画の取り扱い

〇〇および関西送配電は、第6条1項の作業停止計画に係る手続きを、電力広域的運営推進機関が定める送配電等業務指針等に基づき行うために、次のとおり取り扱う。

a 年間作業停止計画

(a) 〇〇は、翌年4月から2箇年分の年間作業停止計画の原案を毎年10月末頃までに、調整案を12月末頃までに、最終案を2月中旬までに関西送配電に通知する。ただし、原案提出後、変更がない場合は、調整案以降を省略することができる。

(b) 〇〇は、翌年度分の年間作業停止計画について、前年度に確定した翌々年度分の年間作業停止計画から変更がない場合は、通知を省略することができる。

前年度に確定した翌々年度分の年間作業停止計画に変更がない場合でも、通知を求めるときは削除する。

(c) 関西送配電は、関西送配電および第三者の計画とともに調整し、2月末頃までに年間作業停止計画を決定後、〇〇に通知する。

b 月間作業停止計画

(a) 〇〇は、翌々月から2箇月分の月間作業停止計画の原案を毎月20日までに、調整案を翌月10日頃までに、最終案を翌月中旬までに関西送配電に通知する。ただし、原案提出後、変更がない場合は、調整案以降を省略することができる。

(b) 〇〇は、月間作業停止計画について、年間作業停止計画から変更がない場合は、通知を省略することができる。

年間作業停止計画から変更がない場合でも、通知を求めるときは削除する。

(c) 関西送配電は、関西送配電および第三者の計画とともに調整し、翌月20日頃までに月間作業停止計画を決定後、〇〇に通知する。

c 作業停止計画の変更および追加

〇〇および関西送配電は、年間作業停止計画または月間作業停止計画の決定以降、系統状況の変化および突発的な設備異常等による計画の変更、または追加（保安上緊急を要する場合等、計画外の作業停止含む）がある場合には、速やかに相互に申し入れ、協議のうえ実施することができる。

d 作業停止実施の要求と通知

〇〇は、決定した月間作業停止計画に基づき、作業停止予定日の10日前までに様式1「作業停止申込書兼連絡票（接地取付箇所図面を含む）」により、関西送配電に作業停止の実施を要求し、関西送配電は5日前までに実施決定を〇〇に通知する。また、関西送配電は、関西送配電および第三者の作業停止決定を5日前までに、〇〇に通知する。

様式を指定しない場合は、様式に関する記載を削除する。

また、作業停止実施の要求および決定通知が不要な場合は削除する。

### (3) 発電機の解列依頼

関西送配電は、月間作業停止計画にて決定された発電機連系線路等の作業実施に伴う系統切替において、〇〇の発電機の停止および解列が必要となる場合、関西送配電は実施予定日の10日前までに〇〇に連絡し実施することができる。ただし、緊急を要する場合についてはこの限りでないものとし、直ちにその旨を関西送配電に連絡する。

発電機の解列依頼を行わない場合は、(3)全文削除する。

### (保護リレーの運用)

第7条 〇〇および関西送配電は、系統運用に関連する〇〇の保護リレーの運用（整定を含む）に当たっては、相互に協議のうえ行う。

なお、〇〇の整定値については、整定票により別に定めるものとする。

### (電圧の運用)

第8条 〇〇および関西送配電は、電力系統の電圧を適切に保持するため相互に協力するものとする。

2 〇〇の発電設備は、基準電圧を1.00p.uとし、AVR運転を行う。

発電者と基準電圧、AVR運転を取り決める場合のみ記載する。

3 関西送配電は、必要に応じて〇〇の無効電力の調整運転および送電線の充電停止等を〇〇に指令することがある。

上記指令を実施するおそれがある発電者のみ記載する。

### (給電指令)

第9条 関西送配電は、次に示す事項に関して、〇〇に給電指令を行う。

#### (1) 平常時の給電指令

平常時における電力系統の運用、電圧調整および作業停止に伴う電力設備の運転（操作または停止含む）の指令

#### (2) 異常時の給電指令

次に示す電力設備の運転および電力設備の作業中止等の指令

a 周波数および電圧の維持、流通設備運用容量の超過、解消等、電力系統の安定性確保を目的とした発電者の出力調整および需要の抑制または遮断

b 異常気象または電力系統の異常等が発生した場合における供給信頼度の確保を目的とした電力設備の作業中止の指令

c その他電力系統に異常が発生した、または発生するおそれがある場合における、電力系統の異常を抑制、防止または回復するために必要となる指令

発電設備容量の合計値が500kW以下の太陽光または風力発電設備の場合削除する。

なお、平成27年4月以降の接続申込みについては、発電設備容量の合計値が50kW以下の太陽光または20kW以下の風力発電設備の場合は削除する。

(説明)

発電設備容量および接続申込み時期については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」による。

(異状時の連絡)

第10条 ○□は、○□の構内において、○□および関西送配電の対象設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

2 給電情報伝送に関連する装置の故障等により給電情報の伝送ができなくなった場合、関西送配電は、必要に応じて系統運用状況、装置の運転状態および故障様相等を調査し、○□に確認する。

給電情報伝送がない場合は、「保安通信電話の故障等により電話が不通となった場合、関西送配電は、必要に応じて様相等を○□に確認する。」とする。保安通信電話もない場合は、2項全文削除とする。

(事故時の処置)

第11条 ○□および関西送配電は、第7条で示す保護リレーが動作する等の事故が発生した場合は、次に示す処置を行う。

(1) ○□は、速やかに発生時刻、動作リレー（使用箇所、種類、相別）およびその他必要な事項を関西送配電に連絡する。

(2) ○□の対象設備事故の場合（発電設備を含む）

○□は、○□の対象設備に事故が発生した場合は、ただちに事故箇所を切り離すとともに、その旨を関西送配電に連絡する。

(3) 関西送配電の系統事故により\*\*kV○□線が停止し、○□が停電した場合

<<受電設備が1回線の場合>>

a 関西送配電は、○□に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により\*\*kV○□線を充電するため、○□は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長時間停電した場合も同様とする。）また、○□は、\*\*kV○□線を○□側から充電してはならない。

b ○□の受電用遮断器が遮断した場合

○□は、関西送配電の★▽変電所からの充電に注視し、電圧が回復すれば○□の設備に異状がないことの確認および○□の発電設備並列用遮断器の開放または開放確認のうえ電し、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

c ○□の受電用遮断器が遮断していない場合

○□は、関西送配電の★▽変電所からの充電に注視し、電圧が回復すればそのまま受電する。

d ○□は、発電設備を再並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

発電設備並列時の連絡が不要な場合は削除する。

<<常予備受電の場合>>

a 関西送配電は、○□に連絡することなく自動（再閉路リレー等）または手動により\*\*kV○□線を充電するため、○□は、充電される部分に無断で接近してはならない。（長

時間停電した場合も同様とする。) また、〇〇は、\*\*kV〇〇線を〇〇側から充電してはならない。

- b 〇〇は、関西送配電の★▽変電所からの充電に注視し、電圧が回復すれば〇〇の設備に異状がないことの確認および〇〇の発電設備並列用遮断器の開放または開放確認のうえ次の処置を行い、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

#### 【手動切替の場合】

- (a) 受電していた回線の電圧が回復した場合は、その回線で受電する。  
(b) 受電していた回線の電圧回復が遅延し他の回線に電圧がある場合は、受電していた回線の遮断器を開放または開放確認のうえ他の回線で受電する。

#### 【自動切替の場合】

- (a) 受電していた回線が停電した場合、自動切替装置により他の回線に切替え、引き続き受電する。

自動切替装置の設置有無により上記のどちらかを記載する。

- (c) 両回線とも電圧がない場合

- ア 受電していた回線の電圧が回復すれば、その回線で受電する。  
イ 受電していた回線の電圧回復が遅延し他の回線に電圧がある場合は、受電していた回線の遮断器を開放または開放確認のうえ他の回線で受電する。

- c 〇〇は、受電回線を切り戻す場合は、関西送配電に連絡のうえ行う。

- d 〇〇は、発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

発電設備並列時の連絡が不要な場合は削除する。

#### (4) 〇〇の構内のみで単独系統となった場合

線路側電圧が回復した後、〇〇の発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

ただし、自主復旧装置を使用している場合は、発電設備を系統並列後、速やかにその旨を関西送配電に連絡する。

電圧階級が3.3kV以下の場合は削除する。

ただし、自主復旧装置を使用している場合を除く。

自主復旧装置が無い場合は、自主復旧装置に関する記載を削除する。

#### (5) 上位の系統事故で〇〇の発電設備を含み単独系統となった場合

〇〇は、関西送配電から〇〇の発電設備を含み単独系統となった旨連絡があった場合、可能な限りそのままの状態を維持するとともに、関西送配電からの指示を待つ。ただし、〇〇は発電設備の並列維持が困難な場合、速やかに関西送配電に連絡し、協議のうえ処置を行う。

(6) 系統異常等により〇〇の発電設備が停止した場合

〇〇は、系統周波数異常等により〇〇の発電設備が停止した場合、速やかに関西送配電に連絡する。また、〇〇の発電設備を系統並列する場合は、関西送配電に並列可能な系統状態を確認のうえ系統並列する。

(7) 〇〇および関西送配電は、(1) から (6) によりがたい場合は、状況に応じた適切な処置を行う。

(連絡方法)

第12条 〇〇および関西送配電の連絡先は、別紙1「連絡先一覧」のとおりとする。

2 〇〇および関西送配電は、第13条(設備の変更)、第15条(その他事項)のこの給電申合書の変更を除く連絡に当たっては、相互に相手方の氏名、時刻、内容を記録する。また、〇〇および関西送配電は、本項の記録を必要に応じ相互に確認する。

(設備の変更)

第13条 〇〇および関西送配電は、給電申合書の内容変更を伴う設備を変更する場合、あらかじめ相互に連絡し、必要に応じて、単線結線図等の関係図面提出および協議を行う。

(有効期間)

第14条 この申合書の有効期間は、締結日から●●年3月31日までとする。ただし、この申合書について〇〇または関西送配電のいずれかにより、改めて更改の申し出がない場合は、さらに1年延長するものとし、以降これに準ずる。

なお、有効期間中に〇〇が電気供給事業者との受給契約を解除し、その他の全ての事業者との受給契約がなく無契約となった場合は、〇〇は関西送配電に連絡し、この申合書は効力を失うものとする。

(その他事項)

第15条 〇〇および関西送配電は、この申合書に定める事項について変更する必要があると認めた場合は、協議によりこれを行うことができる。この場合、付図、付表等の変更は、〇〇の電気主任技術者と関西送配電の★★配電営業所所長の間で変更手続きを行うことができることとする。

付図、付表等のみ変更しない場合は削除する。

2 〇〇および関西送配電は、系統運用に関する事項で、この申合書に明記されていない事項については、その都度誠意をもって協議のうえ決定する。

3 〇〇および関西送配電間で締結した●●年●●月●●日付給電申合書は、▲▲年▲▲月▲▲日以降その効力を失うものとする。

申合書改定の場合は記載する。

以上、申合せの証として本書を2通作成し、〇〇と関西送配電でおのおのその1通を保有する。

年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

関西電力送配電株式会社

〇〇支社

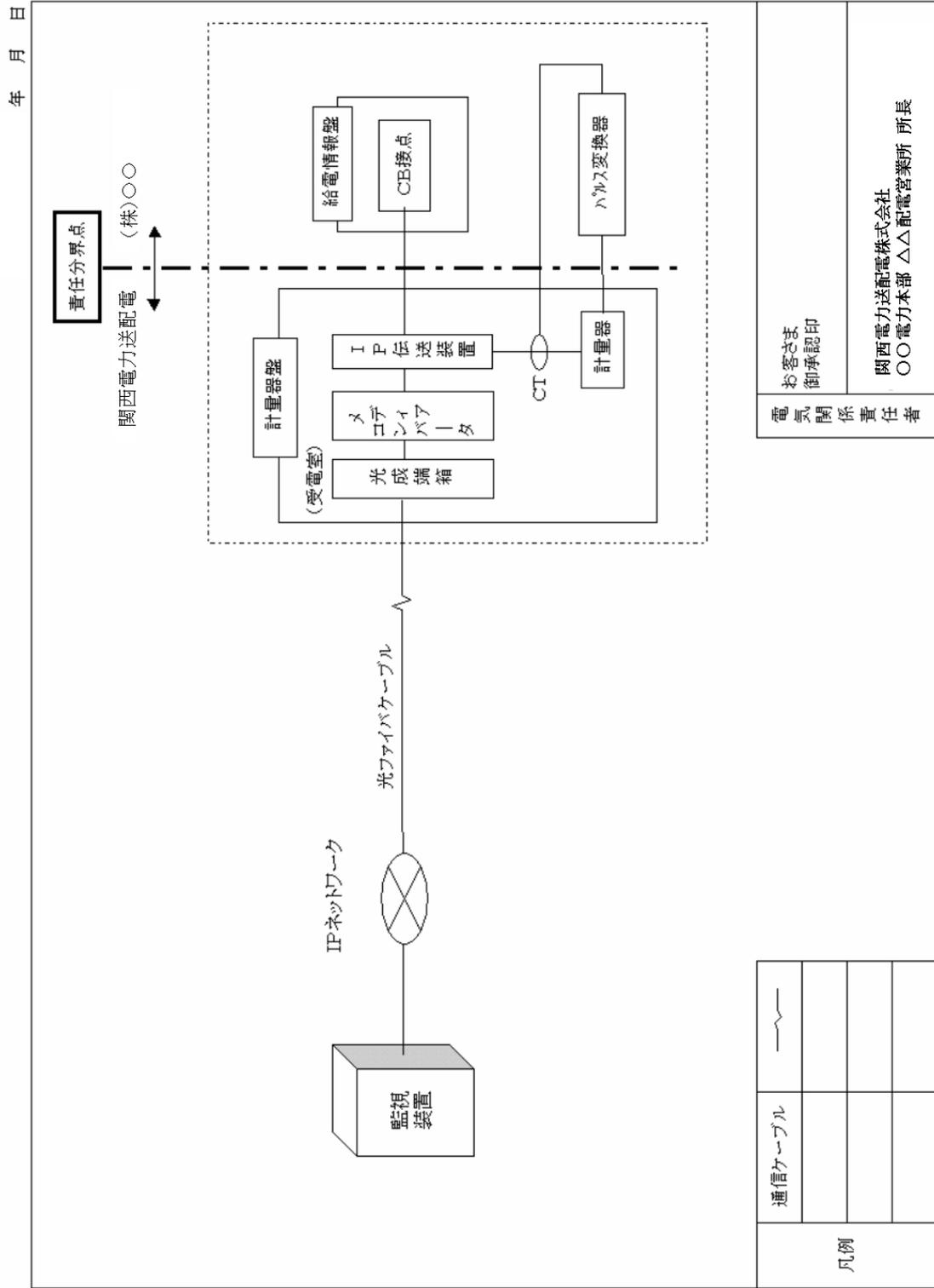
〇〇電力本部 ★★配電営業所

所長 〇〇 〇〇

申合せ事項については、本雛形をベースとしつつ、個々の連系要件に応じて加除修正のうえ締結すること。

年月日			
お客さま名	連絡電話番号		
〇〇銀行	06-6666-1111(夜間)		
	06-6666-2222(昼間)		
側			
〇〇電力本部	06-6666-5555 (代)		
■制御所	06-6666-6666		
〇〇電力本部	06-6666-7777 (代)		
△△配電営業所	06-6666-8888 (夜)		
情報通信センター	06-7777-1111		
送電サービスセンター	06-7777-2222		
<p>関西電力送配電側</p>			
<p>1. 〇〇銀行は2号線が停電した場合、3号線へ自動切替が行われる。</p> <p>2. ××証券ビルは1号線が停電した場合、3号線へ自動切替が行われる。</p>			
お客さま	主任技術者		
御承認印			
<p>関西電力送配電株式会社</p> <p>〇〇電力本部 △△配電営業所 所長</p>			
架空線	変流器	財産分界点	(時)
地中線	過電流リレー	送電責任分界点	(送)
しゃ断器	地絡過電流リレー	常時開放点	←
断路器	プロテクタヒューズ	取引用計量装置	VCT
ケーブルヘッド	ネットワーク・ロギング・リレー	番号	機器番号

通信設備概要図(例)



連絡先一覧

申合せ事項	連絡先
第5条(設備の操作)の 給電情報伝送等に影響がある作業等	○□株式会社 ○□○□ 関西電力送配電株式会社 ○○支社 ★★電力本部 通信グループ
第10条(異状時の連絡)の 2. 給電情報伝送に関連する装置の故障等	○□株式会社 ○□○□ 株式会社オプテージ(委託先)
第9条(給電指令)に関連する指令事項詳細等	○□株式会社 ○□○□ 関西電力送配電株式会社 ○○支社 ★★電力本部 ★△給電制御所
上記以外	○□株式会社 ○□○□ 関西電力送配電株式会社 ○○支社 ★★電力本部 ★△配電営業所

別紙の変更の場合のみ  
記入、捺印する。

○□株式会社 △△工場

電気主任技術者 ○○ ○○

印

関西電力送配電株式会社 ★★電力本部

★★配電営業所長 ○○ ○○

印

### 作業停止申込書 兼 連絡票

申込者名		申込日		年 月 日 ( )		
		TEL				
施設名		FAX				
1	停止区間	線路・構内	変電所・線路名称(上段) 開放機器名称(下段)	作業日時・停止日時		
				毎日・連続 <input type="radio"/> 毎日 <input type="radio"/> 連続		
		<input type="checkbox"/> 線路 <input type="checkbox"/> 構内		作業日時	自: 年 月 日 ( ) 時 分	至: 年 月 日 ( ) 時 分
				停止日時 (関西送配電記載)	自: 年 月 日 ( ) 時 分	至: 年 月 日 ( ) 時 分
		<input type="checkbox"/> 線路 <input type="checkbox"/> 構内		作業日時	自: 年 月 日 ( ) 時 分	至: 年 月 日 ( ) 時 分
				停止日時 (関西送配電記載)	自: 年 月 日 ( ) 時 分	至: 年 月 日 ( ) 時 分
		<input type="checkbox"/> 線路 <input type="checkbox"/> 構内		作業日時	自: 年 月 日 ( ) 時 分	至: 年 月 日 ( ) 時 分
				停止日時 (関西送配電記載)	自: 年 月 日 ( ) 時 分	至: 年 月 日 ( ) 時 分
				作業日時	自: 年 月 日 ( ) 時 分	至: 年 月 日 ( ) 時 分
				停止日時 (関西送配電記載)	自: 年 月 日 ( ) 時 分	至: 年 月 日 ( ) 時 分
				作業日時	自: 年 月 日 ( ) 時 分	至: 年 月 日 ( ) 時 分
				停止日時 (関西送配電記載)	自: 年 月 日 ( ) 時 分	至: 年 月 日 ( ) 時 分
2	作業中 受電状態	受電区分 <input type="radio"/> 全停電	<input type="radio"/> 常時受電 <input type="radio"/> 予備受電	<input type="radio"/> 異電圧または非常用発電機受電		
			<input type="checkbox"/> ループ切替 <input type="checkbox"/> 停止切替	切替: 年 月 日 ( ) 時 分 切戻: 年 月 日 ( ) 時 分	受電電圧(異電圧のみ) <input type="checkbox"/> 6kV <input type="checkbox"/> 20kV <input type="checkbox"/> 30kV <input type="checkbox"/> 70kV	
3	応急復旧	※線路停止申し込みの場合のみ記載願います				
		日中 <input type="radio"/> 可 ( 分 ) <input type="radio"/> 不可	夜間 <input type="radio"/> 可 ( 分 ) <input type="radio"/> 不可			
4	実施条件 予備日	<input type="checkbox"/> 雨天決行 <input type="checkbox"/> 小雨決行 <input type="checkbox"/> 雨天中止 <input type="checkbox"/> 雨天延期	予備日 ※雨天延期時のみ			
5	作業内容	<input type="checkbox"/> 受(変)電設備定期点検 <input type="checkbox"/> 機器取替 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )				
6	作業責任者 (当日連絡先)	所属				
		氏名	連絡先			
7	給電接地 ※線路停止の場合 給電接地が必須	関西送配電 取付	<input type="checkbox"/> 関西送配電の変電所・電柱付近取付 <input type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 否	申込者 取付	<input type="checkbox"/> 受電設備の供給変電所側取付 <input type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 否	
8	作業用接地	関西送配電 取付	申込者 取付	<input type="checkbox"/> 受電設備の構内側取付 <input type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 否		
※接地取付箇所の図面提出をお願いします。						
9	その他	※緊急停止の場合は、申込書を必須としません。				

関西送配電による受付完了後、操作の事前打ち合わせを実施させていただきます。  
なお、申込み内容に変更があった場合、速やかに変更申込みをお願いします。

	受付	通知
日時		
担当		

給電申合書  
(高圧：需要者用)

【 】は系統連系ありの場合のみ追加。

△△△（以下「お客さま」という。）と関西電力送配電株式会社（以下「関西電力送配電」という。）は、系統運用を円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。

(対象設備)

第1条 本申合書の対象となる設備（以下、「対象設備」という。）は、〇〇市△△町×-×-×に設置するお客さまの受電設備および【系統連系する発電設備ならびに】これに関連する関西電力送配電の供給線路、取引用計量装置および制御通信設備とする。

<<常予備受電のお客さまの場合のみ適用>>

2 関西電力送配電のお客さまへの供給回線は別紙引込概要図に示すとおりとし、平常時の供給回線は常用回線とする。

(設備の操作) <受電方式により選択>

<<受電方式：1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合（系統連系時のみ適用）>>

第2条 【お客さまおよび関西電力送配電は、発電機の操作および作業にあたっては、必要に応じて連絡方法を含め事前打合せを行い、打合せ結果に基づき実施する。】

【2 お客さまはお客さまの発電機を関西電力送配電の系統に連系するにあたっては、関西電力送配電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。】

<<受電方式：1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

第2条 お客さまおよび関西電力送配電は、対象設備の操作および作業にあたっては、連絡方法を含め事前打合せを行い、以下により打合せ結果に基づき実施する。ただし、供給回線の停電を伴わない対象設備の操作および作業については、事前打合せを省略できる。

(1) 線路の停電および送電操作

線路の停電および送電操作について、関西電力送配電はその都度連絡することなくお客さまと事前に打ち合わせした停電予定時刻以降に停電操作を行い、また、送電予定時刻までに送電操作を行うので、お客さまは次により、お客さまの対象設備を自主操作する。

a. 停電時の操作

お客さまは、停電予定時刻までにお客さまの受電用しゃ断器および断路器を開放し、関西電力送配電へその旨を連絡する。関西電力送配電は停電操作した後、その旨をお客さまへ連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

b. 送電時の操作

関西電力送配電は、送電操作前にお客さまへ事前連絡した後、送電操作し、その旨を連絡する。お客さまは線路の充電を確認した後、お客さまの受電用しゃ断器および断路器を投入して受電する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合は関西電力送配電からお客さまへの連絡を省略できる。

【2 お客さまはお客さまの発電機を関西電力送配電の系統に連系するにあたっては、関西電力送配電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。】

<<受電方式：常予備受電で引込開閉器ありのお客さまの場合>>

第2条 お客さまおよび関西電力送配電は、対象設備の操作および作業にあたり、必要に応じて連絡方法を含め事前打合せを行い、以下により打合せ結果に基づき実施する。また、受電用しゃ断器のインターロック解除および受電用機器操作にあたっての常用回線と予備回線の並列受電の操作は、いかなる場合も行わないものとする。

(1) お客さまの対象設備の操作

お客さまが供給回線の切替を伴わないお客さまの対象設備の操作を行う場合、お客さまの自主操作により行う。

(2) 供給回線の切替および切戻し操作

お客さまは供給回線の切替および切戻し操作を次により行うものとする。

a. 切替時の操作

お客さまは、供給回線を常用回線から予備回線に切替える場合、事前に打ち合わせた日時にお客さまの自主操作により、予備回線に切替えを行い、切替え完了した後、関西電力送配電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

b. 切戻し時の操作

お客さまは、切替えた供給回線を予備回線から常用回線に切戻す場合、事前に打ち合わせた日時にお客さまの自主操作により、常用回線に切戻しを行い、切戻し完了した後、関西電力送配電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

【2 お客さまはお客さまの発電機を関西電力送配電の系統に連系するにあたっては、関西電力送配電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。】

<<受電方式：常予備受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

第2条 お客さまおよび関西電力送配電は、対象設備の操作および作業にあたっては、連絡方法を含め事前打合せを行い、以下により打合せ結果に基づき実施する。ただし、供給回線の停電を伴わない対象設備の操作および作業については、事前打合せを省略できる。また、受電用しゃ断器のインターロック解除および受電用機器操作にあたっての常用回線と予備回線の並列受電の操作は、いかなる場合も行わないものとする。

(1) お客さまの対象設備の操作

お客さまが供給回線の切替を伴わないお客さまの対象設備の操作を行う場合、お客さまの自主操作により行う。

(2) 線路の停電および送電操作

線路の停電および送電操作について、関西電力送配電はその都度連絡することなくお客さまと事前に打ち合わせした停電予定時刻以降に停電操作を行い、また、送電予定時刻までに送電操作を行うので、お客さまは次により、お客さまの対象設備を自主操作する。

a. 停電時の操作

お客さまは、停電予定時刻までにお客さまの受電用しゃ断器および断路器を開放し、関西電力送配電へその旨を連絡する。関西電力送配電は停電操作した後、その旨をお客さまへ連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

b. 送電時の操作

関西電力送配電は、送電操作前にお客さまへ事前連絡した後、送電操作し、その旨を連絡する。お客さまは線路の充電を確認した後、お客さまの受電用しゃ断器および断路器を投入して受電する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合は関西電力送配電からお客さまへの連絡を省略できる。

(3) 供給回線の切替および切戻し操作

お客さまは供給回線の切替および切戻し操作を次により行うものとする。

a. 切替時の操作

お客さまは、供給回線を常用回線から予備回線に切替える場合、事前に打ち合わせた日時にお客さまの自主操作により、予備回線に切替えを行い、切替え完了した後、関西電力送配電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

b. 切戻し時の操作

お客さまは、切替えた供給回線を予備回線から常用回線に切戻す場合、事前に打ち合わせた日時にお客さまの自主操作により、常用回線に切戻しを行い、切戻し完了した後、関西電力送配電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

【2 お客さまはお客さまの発電機を関西電力送配電の系統に連系するにあたっては、関西電力送配電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。】

(作業計画の連絡) 受電方式により選択

<<受電方式：1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合（系統連系時のみ適用）>>

第3条 【関西電力送配電は供給線路の人工接地試験を実施するにあたって、実施予定日の10日前までにお客さまに連絡する。ただし、緊急を要する場合についてはこの限りでないものとし、直ちにその旨を連絡する。】

OVGRの設置が無い場合は削除する。

<<受電方式：1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

(対象設備の作業停電計画)

第3条 お客さまおよび関西電力送配電は、作業停電に関する計画、調整および実施を次に示すとおり行う。

(1) 作業停電計画

お客さまは、関西電力送配電の供給線路の停電が必要な場合、作業停電計画を停電予定日の30日前までに関西電力送配電に連絡する。関西電力送配電は、関西電力送配電および第三者の計画とともに調整し、停電予定日の10日前までにお客さまに連絡する。ただし、第三者との調整が完了していない作業停電については、関西電力送配電は調整状況をお客さまに連絡し、調整が完了次第、調整結果をお客さまに連絡する。

(2) 計画の変更

お客さまおよび関西電力送配電は、(1)により決定した作業停電計画の変更を必要とする場合、すみやかに相互に申し入れ協議し、変更することができる。

(3) 作業停電の手続きと決定

a. 作業停電の手続き

(1)により決定した作業停電計画は、停電予定日の2日前までに相互からの変更または中止の連絡がない場合、実施決定されたものとする。

b. 応急作業停電

お客さまおよび関西電力送配電は、急を要する作業が発生した場合および作業停電計画以外の作業が必要となった場合、相互に申し入れ協議し、関西電力送配電が適切と認めるところに従い、実施することができる。

c. 実施決定の変更

お客さまおよび関西電力送配電は、保安上の危険のため緊急を要する場合など、やむを得ず実施決定を変更する必要がある場合、相互に申し入れ協議し、関西電力送配電が適切と認めるところに従い、変更することができる。

【2. 関西電力送配電は供給線路の人工接地試験を実施するにあたって、実施予定日の1.0日前までにお客さまに連絡する。ただし、緊急を要する場合についてはこの限りでないものとし、直ちにその旨を連絡する。】

OVGRの設置が無い場合は削除する。

<<受電方式：常予備受電で引込開閉器ありのお客さまの場合（系統連系時のみ適用）>>

第3条「1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合（系統連系時のみ適用）」と同じ

<<受電方式：常予備受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

第3条「1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合」と同じ

..(給電指令)..

第4条 関西電力送配電は、次に示す事項に関して、○□に給電指令を行う。

..(1) 平常時の給電指令

平常時における電力系統の運用、電圧調整および作業停止に伴う電力設備の運転（操作または停止含む）の指令

..(2) 異常時の給電指令

次に示す電力設備の運転および電力設備の作業中止等の指令

a. 周波数および電圧の維持、流通設備運用容量の超過、解消等、電力系統の安定性確保を目的とした発電者の出力調整および需要の抑制または遮断

b. 異常気象または電力系統の異常等が発生した場合における供給信頼度の確保を目的とした電力設備の作業中止の指令

c. その他電力系統に異常が発生した、または発生するおそれがある場合における、電力系統の異常を抑制、防止または回復するために必要となる指令

発電設備容量の合計値が500kW以下の太陽光または風力発電設備の場合削除する。

なお、平成27年4月以降の接続申込みについては、発電設備容量の合計値が50kW以下の太陽光または20kW以下の風力発電設備の場合は削除する。

(説明)

発電設備容量および接続申込み時期については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」による。

(異状時の連絡)

第5条 お客さまが、お客さまの構内においてお客さまの対象設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、関西電力送配電の対象設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合は、すみやかにその旨を関西電力送配電に連絡する。また、給電情報伝送に関連する装置があるお客さまにおいては、給電情報伝送装置に関連する装置の故障等により給電情報の伝送ができなくなった場合、お客さまに連絡することがある。

(事故時の処置) <受電方式および系統連系の有無で選択>

★ 系統連系有の場合★

<<受電方式：1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合（系統連系時のみ適用）>>

第6条【事故時の処置は次のとおりとする。】

【(1) お客さまの構内事故の場合】

【お客さまの構内事故の場合、お客さまは構内を点検し、故障箇所を除去または復旧した後受電し、お客さまの発電機を連系させる。ただし、お客さまの発電設備の異状による事故の場合、お客さまは関西電力送配電にその旨を連絡し、発電機を連系するにあたって関西電力送配電と協議の上状況に応じた適切な処置を行う。】

【(2) 線路事故の場合】

【a. 供給回線が停電の場合】

【お客さまの供給回線が停電した場合、お客さまは供給回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状のない場合、受電用しゃ断器の開放確認および断器の開放をし、発電機が停電回線から解列していることを確認する。また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

【b. 復旧後の操作】

【お客さまは、供給回線に正常な電圧があることを確認した場合、お客さまの構内側リレー動作がなくお客さまの構内に異状がないことおよびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていることを確認して受電し、その後、お客さまの発電機を連系させ、関西電力送配電にその旨を連絡する。ただし、関西電力送配電の復旧作業等で再度停電することがある。】

【c. 復旧後のお客さま発電機連系（自動再連系を認めるお客さまの場合）】

【お客さまは、関電の系統から受電後、その都度関電へ連絡することなく発電機を連系させることができる。ただし、系統状況の変化および復旧作業等により関電からお客さまへ解列を依頼する場合がある。】

【c. 復旧後のお客さま発電機連系（自動再連系を認めないお客さまの場合）】

【お客さまは、関電の系統から受電後、お客さまの発電機を連系させる前に関電へ連絡し、関電は、連系の可否を確認してお客さまに回答する。】

【(3) お客さまおよび関西電力送配電は、本条によりがたい場合は、協議の上状況に応じた適切な処置を行う。】

＜＜受電方式：1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合（系統連系時のみ適用）＞＞

第6条「1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合（系統連系時のみ適用）」と同じ

＜＜受電方式：常予備受電で引込開閉器ありのお客さまの場合＞＞

第6条 事故時の処置は次のとおりとする。なお、お客さまが供給回線を切替して受電中の場合には、常用回線と予備回線を読み替えるものとする。

【(1) お客さまの構内事故の場合】

【お客さまの構内事故の場合、お客さまは構内を点検し、故障箇所を除去または復旧した後受電し、お客さまの発電機を連系させる。ただし、お客さまの発電設備の異状による事故の場合、お客さまは関西電力送配電にその旨を連絡し、発電機を連系するにあたって関西電力送配電と協議の上状況に応じた適切な処置を行う。】

【(2) 線路事故の場合】

【a. 予備回線が停電の場合】

【お客さまの予備回線が停電した場合、お客さまは予備回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状がない場合、停電回線のしゃ断器の開放確認および断路器の開放をし、発電機が停電回線から解列していることを確認する。また、お客さまは停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

【b. 常用回線が停電の場合】

【(a) 手動切替の場合】

【お客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは常用回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状がなく予備回線に正常な電圧がある場合、停電回線のしゃ断器の開放をし、発電機が停電回線から解列していることを確認した後、予備回線に切替え受電する。

【(a') 自動切替の場合】

【お客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは自動切替装置により予備回線に切替え引き続き受電する。なお、お客さまの自動切替装置が手動切替運用中にお客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは常用回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異常がなく予備回線に正常な電圧がある場合、停電回線のしゃ断器の開放をし、発電機が停電回線から解列していることを確認した後、予備回線に切替え受電する。

また、お客さまは停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

【(b) 復旧後の操作】

【常用回線の事故により予備回線へ切替えた場合、常用回線の事故復旧後、お客さまは関西電力送配電からの依頼により、常用回線に正常な電圧があることおよびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていることを確認の上、すみやかに常用回線へ切替えを行い受電し、その後、お客さまの発電機を連系させ、関西電力送配電にその旨を連絡する。ただし、関西電力送配電の復旧作業等で再度停電することがある。】

【(c) 復旧後のお客さま発電機連系（自動再連系を認めるお客さまの場合）】

【お客さまは、関電の系統から受電後、その都度関電へ連絡することなく発電機を連系させることができる。ただし、系統状況の変化および復旧作業等により関電からお客さまへ解列を依頼する場合がある。】

【(c)復旧後のお客さま発電機連系（自動再連系を認めないお客さまの場合）】

【お客さまは、関電の系統から受電後、お客さまの発電機を連系させる前に関電へ連絡し、関電は、連系の可否を確認してお客さまに回答する。】

【c. 常用・予備回線が停電の場合】

【(a) 2回線停電の場合】

【お客さまの常用回線および予備回線がともに停電した場合、お客さまは常用回線および予備回線ともに電圧がないことを確認した上で、構内を点検して構内に異状がないことを確認し、お客さまの常用回線、予備回線の受電用しゃ断器および断路器の開放をし、発電機が停電回線から解列していることを確認する。また、お客さまは停電回線をお客さま側から充電してはならない。】

【(b) 復旧後の操作】

【関西電力送配電の設備の事故復旧後、お客さまは常用回線および予備回線の両方またはどちらかに正常な電圧があることを確認した場合、お客さまの構内側リレー動作がなくお客さまの構内に異状がないことおよびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていることを確認のうえ受電し、その後、お客さまの発電機を連系させ、関西電力送配電にその旨を連絡する。ただし、関西電力送配電の復旧作業等で再度停電することがある。】

【(c) 復旧後のお客さま発電機連系（自動再連系を認めるお客さまの場合）】

【お客さまは、関電の系統から受電後、その都度関電へ連絡することなく発電機を連系させることができる。ただし、系統状況の変化および復旧作業等により関電からお客さまへ解列を依頼する場合がある。】

【(c)復旧後のお客さま発電機連系（自動再連系を認めないお客さまの場合）】

【お客さまは、関電の系統から受電後、お客さまの発電機を連系させる前に関電へ連絡し、関電は、連系の可否を確認してお客さまに回答する。】

【(3) お客さまおよび関西電力送配電は、本条によりがたい場合は、協議の上状況に応じた適切な処置を行う。】

#### ★ 系統連系無の場合★

(1) 予備回線が停電の場合

お客さまの予備回線が停電した場合、お客さまは予備回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状がない場合、停電回線のしゃ断器の開放確認および断路器の開放をする。

(2) 常用回線が停電の場合

a. 手動切替の場合

お客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは常用回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状がなく予備回線に正常な電圧がある場合、停電回線のしゃ断器の開放をした後、予備回線に切替え受電する。

a'. 自動切替の場合

お客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは自動切替装置により予備回線に切替え引き続き受電する。なお、お客さまの自動切替装置が手動切替運用中にお客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは常用回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異

常がなく予備回線に正常な電圧がある場合、停電回線のしゃ断器も開放をした後、予備回線に切替え受電する。

b. 復旧後の操作

常用回線の事故により予備回線へ切替えた場合、常用回線の事故復旧後、お客さまは関西電力送配電からの依頼により、常用回線に正常な電圧があることを確認の上、すみやかに常用回線へ切替えを行い受電し、関西電力送配電にその旨を連絡する。

(3) 常用・予備回線が停電の場合

a. 2回線停電の場合

お客さまの常用回線および予備回線がともに停電した場合、お客さまは常用回線および予備回線のともに電圧がないことを確認した上で、構内を点検して構内に異状がないことを確認し、お客さまの常用回線、予備回線の受電用しゃ断器および断路器の開放をする。

b. 復旧後の操作

関西電力送配電の設備の事故復旧後、お客さまは常用回線および予備回線の両方またはどちらかに正常な電圧があることを確認した場合、お客さまの構内側リレー動作がなくお客さまの構内に異状がないことを確認のうえ受電し、関西電力送配電にその旨を連絡する。

(4) お客さまおよび関西電力送配電は、本条によりがたい場合は、協議の上状況に応じた適切な処置を行う。

<<受電方式：常予備受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

第5条「常予備受電で引込開閉器ありのお客さまの場合」と同じ

(連絡方法)

第7条 ○□および関西送配電の連絡先は、別紙1「連絡先一覧」のとおりとする。

2 お客さまおよび関西電力送配電は、第2条（設備の操作）、第5条（異状時の連絡）および第6条（事故時の処置）に関する連絡にあたっては、相互に相手方の氏名、時刻、内容を記録する。また、お客さまおよび関西電力送配電は、本項の記録を必要に応じ相互に確認する。

(有効期間)

第8条 この申合書の有効期間は、締結日から電気供給事業者との需給契約の契約期間と同一とする。なお、電気供給事業者との需給契約が更改された場合は、有効期間を更改後の契約期間と同一とする。

(その他事項)

第9条 お客さまおよび関西電力送配電は、この申合書に定める事項について、変更する必要があると認めた場合は、協議によりこれを行うことができる。<この場合、付図の変更等、変更内容が軽微なものは、お客さまの電気主任技術者と関西電力送配電の配電営業所所長の間で、変更手続きを行うことができることとする。>

<>常予備のお客さま等、付図がある場合のみ追加

2 お客さまおよび関西電力送配電は、系統運用に関連する事項で、申合書に明記されていない事項については、その都度誠意をもって協議のうえ決定する。

この申合書締結の証として本書2通を作成し、お客さま、関西電力送配電おのおの1通を保有する。

年 月 日

○□株式会社

代表取締役 ○○ ○○

関西電力送配電株式会社

○○支社

○○電力本部 ★★配電営業所  
所長 ○○ ○○

申合せ事項については、本雛形をベースとしつつ、個々の連系要件に応じて加除修正のうえ締結すること。

給電申合書  
(高圧：発電者用)

△△△（以下「お客さま」という。）と関西電力送配電株式会社（以下「関西電力送配電」という。）は、系統運用を円滑に行うため、次のとおり申し合わせる。

(対象設備)

第1条 本申合書の対象となる設備（以下、「対象設備」という。）は、〇〇市△△町×-×-×に設置するお客さまの受電設備および系統連系する発電設備ならびにこれに関連する関西電力送配電の供給線路、取引用計量装置および通信設備とする。

<<常予備受電のお客さまの場合のみ適用>>

2 関西電力送配電のお客さまへの供給回線は別紙引込概要図に示すとおりとし、平常時の供給回線は常用回線とする。

(設備の操作) 受電方式により選択

<<受電方式：1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合>>

第2条 お客さまおよび関西電力送配電は、対象設備の操作および作業にあたっては、必要に応じて連絡方法を含め事前打合せを行い、打合せ結果に基づき実施する。

2 お客さまはお客さまの発電機を関西電力送配電の系統に連系するにあたっては、事前打合せ結果に基づき実施し、関西電力送配電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。

<<受電方式：1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

第2条 お客さまおよび関西電力送配電は、対象設備の操作および作業にあたっては、連絡方法を含め事前打合せを行い、以下により打合せ結果に基づき実施する。ただし、供給回線の停電を伴わない対象設備の操作および作業については、事前打合せを省略できる。

(1) 線路の停電および送電操作

線路の停電および送電操作について、関西電力送配電はその都度連絡することなくお客さまと事前に打ち合わせした停電予定時刻以降に停電操作を行い、また、送電予定時刻までに送電操作を行うので、お客さまは次により、お客さまの対象設備を自主操作する。

a. 停電時の操作

お客さまは、停電予定時刻までにお客さまの受電用しゃ断器および断路器を開放し、関西電力送配電へその旨を連絡する。関西電力送配電は停電操作した後、その旨をお客さまへ連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

b. 送電時の操作

関西電力送配電は、送電操作前にお客さまへ事前連絡した後、送電操作し、その旨を連絡する。お客さまは線路の充電を確認した後、お客さまの受電用しゃ断器および断路器を投入して

受電する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合は関西電力送配電からお客さまへの連絡を省略できる。

- 2 お客さまはお客さまの発電機を関西電力送配電の系統に連系するにあたっては、事前打合せ結果に基づき実施し、関西電力送配電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。

<<受電方式：常予備受電で引込開閉器ありのお客さまの場合>>

第2条 お客さまおよび関西電力送配電は、対象設備の操作および作業にあたり、必要に応じて連絡方法を含め事前打合せを行い、以下により打合せ結果に基づき実施する。また、受電用しゃ断器のインターロック解除および受電用機器操作にあたっての常用回線と予備回線の並列受電の操作は、いかなる場合も行わないものとする。

(1) お客さまの対象設備の操作

お客さまが供給回線の切替を伴わないお客さまの対象設備の操作を行う場合、お客さまの自主操作により行う。

(2) 供給回線の切替および切戻し操作

お客さまは供給回線の切替および切戻し操作を次により行うものとする。

a. 切替時の操作

お客さまは、供給回線を常用回線から予備回線に切替える場合、事前に打ち合わせた日時にお客さまの自主操作により、予備回線に切替えを行い、切替え完了した後、関西電力送配電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

b. 切戻し時の操作

お客さまは、切替えた供給回線を予備回線から常用回線に切戻す場合、事前に打ち合わせた日時にお客さまの自主操作により、常用回線に切戻しを行い、切戻し完了した後、関西電力送配電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

- 2 お客さまはお客さまの発電機を関西電力送配電の系統に連系するにあたっては、事前打合せ結果に基づき実施し、関西電力送配電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。

<<受電方式：常予備受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

第2条 お客さまおよび関西電力送配電は、対象設備の操作および作業にあたっては、連絡方法を含め事前打合せを行い、以下により打合せ結果に基づき実施する。ただし、供給回線の停電を伴わない対象設備の操作および作業については、事前打合せを省略できる。また、受電用しゃ断器のインターロック解除および受電用機器操作にあたっての常用回線と予備回線の並列受電の操作は、いかなる場合も行わないものとする。

(1) お客さまの対象設備の操作

お客さまが供給回線の切替を伴わないお客さまの対象設備の操作を行う場合、お客さまの自主操作により行う。

(2) 線路の停電および送電操作

線路の停電および送電操作について、関西電力送配電はその都度連絡することなくお客さまと事前に打ち合わせした停電予定時刻以降に停電操作を行い、また、送電予定時刻までに送電操作を行うので、お客さまは次により、お客さまの対象設備を自主操作する。

a. 停電時の操作

お客さまは、停電予定時刻までにお客さまの受電用しゃ断器および断路器を開放し、関西電力送配電へその旨を連絡する。関西電力送配電は停電操作した後、その旨をお客さまへ連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

b. 送電時の操作

関西電力送配電は、送電操作前にお客さまへ事前連絡した後、送電操作し、その旨を連絡する。お客さまは線路の充電を確認した後、お客さまの受電用しゃ断器および断路器を投入して受電する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合は関西電力送配電からお客さまへの連絡を省略できる。

(3) 供給回線の切替および切戻し操作

お客さまは供給回線の切替および切戻し操作を次により行うものとする。

a. 切替時の操作

お客さまは、供給回線を常用回線から予備回線に切替える場合、事前に打ち合わせた日時にお客さまの自主操作により、予備回線に切替えを行い、切替え完了した後、関西電力送配電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

b. 切戻し時の操作

お客さまは、切替えた供給回線を予備回線から常用回線に切戻す場合、事前に打ち合わせた日時にお客さまの自主操作により、常用回線に切戻しを行い、切戻し完了した後、関西電力送配電にその旨を連絡する。ただし、事前打合せの中で連絡不要と判断された場合はこの限りでない。

- 2 お客さまはお客さまの発電機を関西電力送配電の系統に連系するにあたっては、事前打合せ結果に基づき実施し、関西電力送配電の系統に影響のないよう投入点における両系統の周波数、位相角および電圧が一致するよう調整したうえで行う。

(作業計画の連絡) 受電方式により選択

<<受電方式：1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合>>

第3条 関西電力送配電は供給線路の人工接地試験を実施するにあたって、実施予定日の10日前までにお客さまに連絡する。ただし、緊急を要する場合についてはこの限りでないものとし、直ちにその旨を連絡する。

OVGRの設置が無い場合は削除する。

- 2 関西電力送配電が供給線路の停電を伴わずに実施する他線路とのループ切替において、お客さまの発電機の停止または解列が必要となる場合、関西電力送配電は実施予定日の10日前までにお客さまに連絡し、実施することができる。ただし、緊急を要する場合についてはこの限りでないものとし、直ちにその旨を連絡する。

<<お客さまにより選択：1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

第3条 お客さまおよび関西電力送配電は、作業停電に関する計画、調整および実施を次に示すとおり行う。

(1) 作業停電計画

お客さまは、関西電力送配電の供給線路の停電が必要な場合、作業停電計画を停電予定日の30日前までに関西電力送配電に連絡する。関西電力送配電は、関西電力送配電および第三者の計画とともに調整し、停電予定日の10日前までにお客さまに連絡する。ただし、第三者との調整が完了していない作業停電については、関西電力送配電は調整状況をお客さまに連絡し、調整が完了次第、調整結果をお客さまに連絡する。

(2) 計画の変更

お客さまおよび関西電力送配電は、(1)により決定した作業停電計画の変更を必要とする場合、すみやかに相互に申し入れ協議し、変更することができる。

(3) 作業停電の手続きと決定

a. 作業停電の手続き

(1)により決定した作業停電計画は、停電予定日の2日前までに相互からの変更または中止の連絡がない場合、実施決定されたものとする。

b. 応急作業停電

お客さまおよび関西電力送配電は、急を要する作業が発生した場合および作業停電計画以外の作業が必要となった場合、相互に申し入れ協議し、関西電力送配電が適切と認めるところに従い、実施することができる。

c. 実施決定の変更

お客さまおよび関西電力送配電は、保安上の危険のため緊急を要する場合など、やむを得ず実施決定を変更する必要がある場合、相互に申し入れ協議し、関西電力送配電が適切と認めるところに従い、変更することができる。

2. 関西電力送配電は供給線路の人工接地試験を実施するにあたって、実施予定日の10日前までにお客さまに連絡する。ただし、緊急を要する場合にはこの限りでないものとし、直ちにその旨を連絡する。

OVGRの設置が無い場合は削除する。

3 関西電力送配電が供給線路の停電を伴わずに実施する他線路とのループ切替において、お客さまの発電機の停止または解列が必要となる場合、関西電力送配電は実施予定日の10日前までにお客さまに連絡し、実施することができる。ただし、緊急を要する場合にはこの限りでないものとし、直ちにその旨を連絡する。

<<お客さまにより選択：常予備受電で引込開閉器ありのお客さまの場合>>

第3条「1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合」と同じ

<<お客さまにより選択：常予備受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

第3条「1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合」と同じ

...(給電指令)...

第4条 関西送配電は、次に示す事項に関して、○□に給電指令を行う。

(1) 平常時の給電指令

平常時における電力系統の運用、電圧調整および作業停止に伴う電力設備の運転（操作または停止含む）の指令

## (2) 異常時の給電指令

次に示す電力設備の運転および電力設備の作業中止等の指令

- a. 周波数および電圧の維持、流通設備運用容量の超過、解消等、電力系統の安定性確保を目的とした発電者の出力調整および需要の抑制または遮断
- b. 異常気象または電力系統の異常等が発生した場合における供給信頼度の確保を目的とした電力設備の作業中止の指令
- c. その他電力系統に異常が発生した、または発生するおそれがある場合における、電力系統の異常を抑制、防止または回復するために必要となる指令

発電設備容量の合計値が500kW以下の太陽光または風力発電設備の場合削除する。

なお、平成27年4月以降の接続申込みについては、発電設備容量の合計値が50kW以下の太陽光または20kW以下の風力発電設備の場合は削除する。

(説明)

発電設備容量および接続申込み時期については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」による。

## (異状時の連絡)

第5条 お客さまが、お客さまの構内においてお客さまの対象設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、関西電力送配電の対象設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合は、すみやかにその旨を関西電力送配電に連絡する。また、給電情報伝送があるお客さまにおいては、給電情報伝送装置に関連する装置の故障等により給電情報の伝送ができなくなった場合、お客さまに連絡することがある。

## (事故時の処置) 受電方式により選択

<<受電方式：1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合>>

第6条 事故時の処置は次のとおりとする。

### (1) お客さまの構内事故の場合

お客さまの構内事故の場合、お客さまはすみやかに関西電力送配電に連絡する。その後、お客さまは構内を点検し、故障箇所を除去または復旧した後受電し、お客さまの発電機を連系させる。ただし、お客さまの発電設備の異状による事故の場合、お客さまは関西電力送配電にその旨を連絡し、発電機を連系するにあたって関西電力送配電と協議の上状況に応じた適切な処置を行う。

### (2) 線路事故の場合

#### a. 供給回線が停電の場合

お客さまの供給回線が停電した場合、お客さまは供給回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状のない場合、受電用しゃ断器の開放確認および断路器の開放をし、発電機が停電回線から解列していることを確認する。

また、お客さまは、停電回線をお客さま側から充電してはならない。

#### b. 復旧後の受電操作

お客さまは、供給回線に正常な電圧があることを確認した場合、お客さまの構内側リレー動作がなくお客さまの構内に異状がないことおよびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていることを確認して受電する。ただし、関西電力送配電の復旧作業等で再度停電することがある。

#### c. 復旧後のお客さま発電機連系

お客さまは、関西電力送配電の系統から受電後、お客さまの発電機を連系させる前に関西電力送配電へ連絡し、関西電力送配電は、連系の可否を確認してお客さまに回答する。

- (3) お客さまおよび関西電力送配電は、本条によりがたい場合は、協議の上状況に応じた適切な処置を行う。

<<受電方式：1回線受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

第6条「1回線受電で引込開閉器ありのお客さまの場合」と同じ

<<受電方式により選択：常予備受電で引込開閉器ありのお客さまの場合>>

第6条 事故時の処置は次のとおりとする。なお、お客さまが供給回線を切替して受電中の場合には、常用回線と予備回線を読み替えるものとする。

- (1) お客さまの構内事故の場合

お客さまの構内事故の場合、お客さまはすみやかに関西電力送配電に連絡する。その後、お客さまは構内を点検し、故障箇所を除去または復旧した後受電し、お客さまの発電機を連系させる。ただし、お客さまの発電設備の異状による事故の場合、お客さまは関西電力送配電にその旨を連絡し、発電機を連系するにあたって関西電力送配電と協議の上状況に応じた適切な処置を行う。

- (2) 線路事故の場合

- a. 予備回線が停電の場合

お客さまの予備回線が停電した場合、お客さまは予備回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状がない場合、停電回線のしゃ断器の開放確認および断路器の開放をし、発電機が停電回線から解列していることを確認する。また、お客さまは停電回線をお客さま側から充電してはならない。

- b. 常用回線が停電の場合

- (a) 手動切替の場合

お客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは常用回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異状がなく予備回線に正常な電圧がある場合、停電回線のしゃ断器の開放をし、発電機が停電回線から解列していることを確認した後、予備回線に切替え受電する。また、お客さまは停電回線をお客さま側から充電してはならない。

- (a') 自動切替の場合

お客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは自動切替装置により予備回線に切替え引き続き受電する。なお、お客さまの自動切替装置が手動切替運用中にお客さまの常用回線が停電した場合、お客さまは常用回線に電圧がないことを確認したうえで、構内を点検して構内に異常がなく予備回線に正常な電圧がある場合、停電回線のしゃ断器の開放をし、発電機が停電回線から解列していることを確認した後、予備回線に切替え受電する。

また、お客さまは停電回線をお客さま側から充電してはならない。

- (b) 復旧後の操作

常用回線の事故により予備回線へ切替えた場合、常用回線の事故復旧後、お客さまは関西電力送配電からの依頼により、常用回線に正常な電圧があることおよびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていることを確認の上、すみやかに常用回線へ切替えを行い受電する。ただし、関西電力送配電の復旧作業等で再度停電することがある。

- (c) 復旧後のお客さま発電機連系

お客さまは、関西電力送配電の系統から受電後、お客さまの発電機を連系させる前に関西電力送配電へ連絡し、関西電力送配電は、連系の可否を確認してお客さまに回答する。

c. 常用・予備回線が停電の場合

(a) 2回線停電の場合

お客さまの常用回線および予備回線がともに停電した場合、お客さまは常用回線および予備回線のともに電圧がないことを確認した上で、構内を点検して構内に異状がないことを確認し、お客さまの常用回線、予備回線の受電用しゃ断器および断路器の開放をし、発電機が停電回線から解列していることを確認する。

また、お客さまは停電回線をお客さま側から充電してはならない。

(b) 復旧後の操作

関西電力送配電の設備の事故復旧後、お客さまは常用回線および予備回線の両方またはどちらかに正常な電圧があることを確認した場合、お客さまの構内側リレー動作がなくお客さまの構内に異状がないことおよびお客さまの発電機用しゃ断器が開放されていることを確認のうえ受電受電する。ただし、関西電力送配電の復旧作業等で再度停電することがある。

(c) 復旧後のお客さま発電機連系

お客さまは、関西電力送配電の系統から受電後、お客さまの発電機を連系させる前に関西電力送配電へ連絡し、関西電力送配電は、連系の可否を確認してお客さまに回答する。

(3) お客さまおよび関西電力送配電は、本条によりがたい場合は、協議の上状況に応じた適切な処置を行う。

<<受電方式：常予備受電で引込開閉器なしのお客さまの場合>>

第6条「常予備受電で引込開閉器ありのお客さまの場合」と同じ

(連絡方法)

第7条 ○□および関西送配電の連絡先は、別紙1「連絡先一覧」のとおりとする。

2 お客さまおよび関西電力送配電は、第2条（設備の操作）、第5条（異状時の連絡）および第6条（事故時の処置）に関する連絡にあたっては、相互に相手方の氏名、時刻、内容を記録する。また、お客さまおよび関西電力送配電は、本項の記録を必要に応じ相互に確認する。

(有効期間)

第8条 この申合書の有効期間は、締結日から電気供給事業者との受給契約の契約期間と同一とする。なお、電気供給事業者との受給契約が更改された場合は、有効期間を更改後の契約期間と同一とする。

(その他事項)

第9条 お客さまおよび関西電力送配電は、この申合書に定める事項について、変更する必要があると認めた場合は、協議によりこれを行うことができる。<この場合、付図の変更等、変更内容が軽微なものは、お客さまの電気主任技術者と関西電力送配電の配電営業所所長の間で、変更手続きを行うことができることとする。>

<>付図がある場合のみ追加

2 お客さまおよび関西電力送配電は、系統運用に関連する事項で、申合書に明記されていない事項については、その都度誠意をもって協議のうえ決定する。

この申合書締結の証として本書2通を作成し、お客さま、関西電力送配電おのおの1通を保有する。

年 月 日

○□株式会社

代表取締役 ○○ ○○

関西電力送配電株式会社

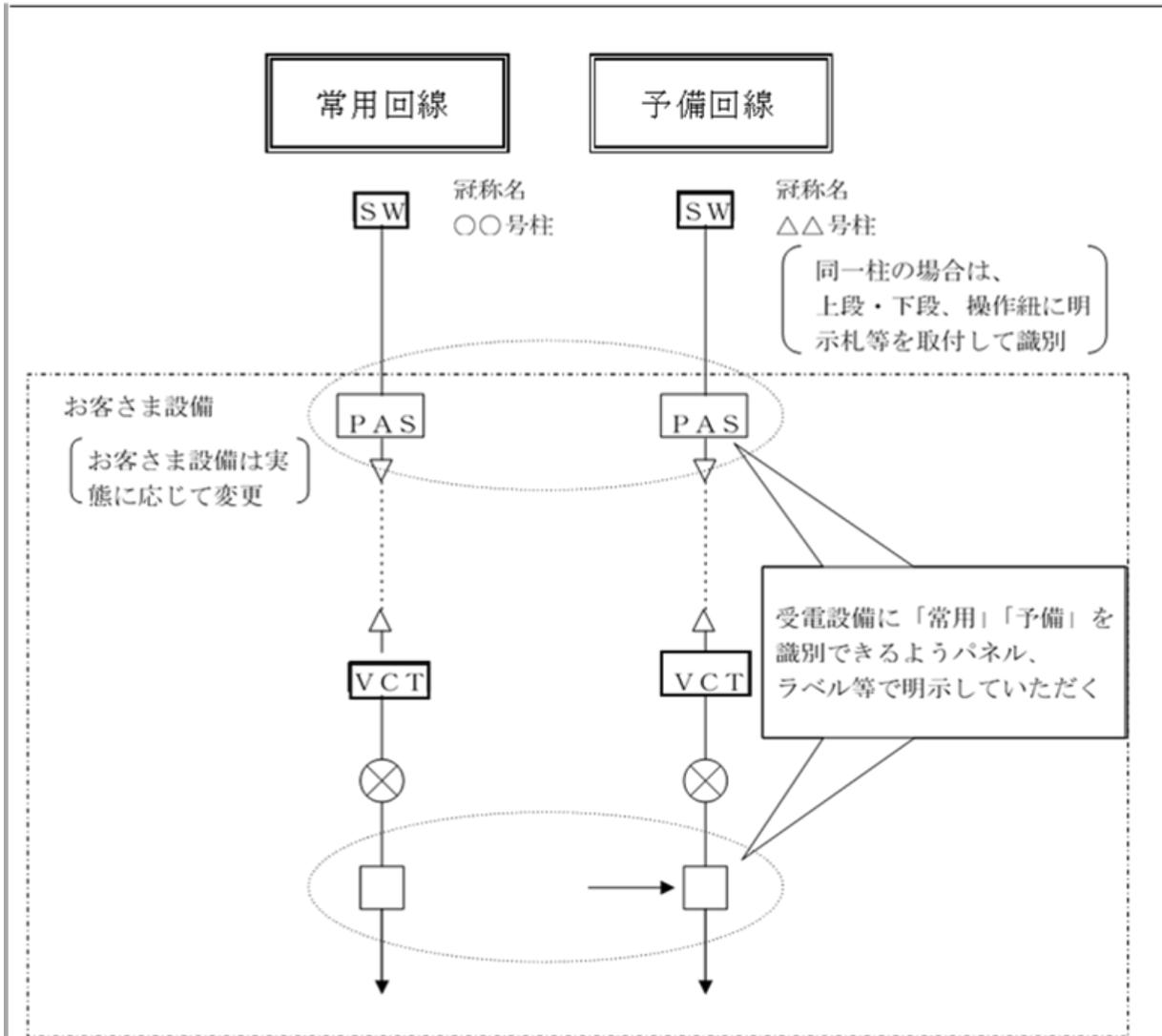
○○支社

○○電力本部 ★★配電営業所

所長 ○○ ○○

申合せ事項については、本雛形をベースとしつつ、個々の連系要件に応じて加除修正のうえ締結すること。

引込回線概要図 (別紙1)

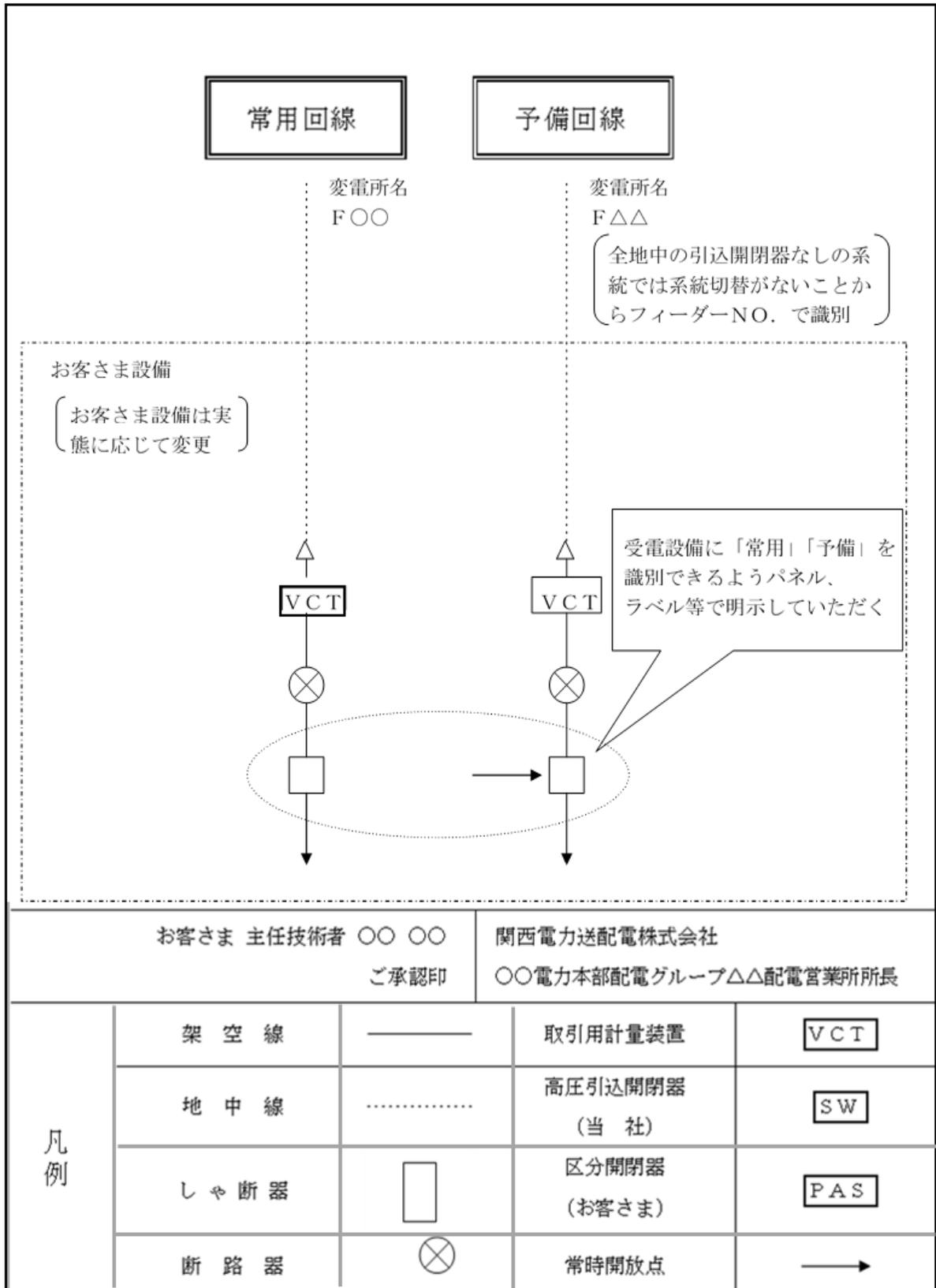


お客さま 主任技術者 ○○ ○○  
ご承認印

関西電力送配電株式会社  
○○電力本部配電グループ△△配電営業所所長

凡例	架空線	—————	取引用計量装置	VCT
	地中線	.....	高压引込開閉器 (当社)	SW
	しゃ断器	□	区分開閉器 (お客さま)	PAS
	断路器	⊗	常時開放点	→
	ケーブルヘッド	—▷		

引込回線概要図 (別紙 2)



連絡先一覧

申合せ事項	連絡先
第5条(設備の操作)の 給電情報伝送等に影響がある作業等	<p>〇〇株式会社 〇〇〇〇</p> <p>関西電力送配電株式会社 〇〇支社 ★★電力本部 通信グループ</p>
第10条(異状時の連絡)の 2. 給電情報伝送に関連する装置の故障等	<p>〇〇株式会社 〇〇〇〇</p> <p>株式会社オプテージ(委託先)</p>
第9条(給電指令)に関連する指令事項詳細等	<p>〇〇株式会社 〇〇〇〇</p> <p>関西電力送配電株式会社 〇〇支社 ★★電力本部 ★△給電制御所</p>
上記以外	<p>〇〇株式会社 〇〇〇〇</p> <p>関西電力送配電株式会社 〇〇支社 ★★電力本部 ★△配電営業所</p>

別紙の変更の場合のみ  
記入、捺印する。

〇〇株式会社 △△工場 (印)

電気主任技術者 〇〇 〇〇

関西電力送配電株式会社 ★★電力本部 (印)

★★配電営業所長 〇〇 〇〇

